

大牟田市地域包括支援センター設置運営等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8年 4月
福岡県大牟田市

実施要領

1. 本要領について

(1) 名称 大牟田市地域包括支援センター設置運営等業務公募型プロポーザル実施要領

(2) 目的

本要領は、介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の設置及び運営等の業務（下記「2. 委託業務」）の実施に当たり、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に知見があり、包括センターの運営を円滑かつ安定して実施することができると思われる事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）によって選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務

(1) 委託業務の名称

ア 大牟田市地域包括支援センター設置運営業務（別紙1）

イ 大牟田市生活支援コーディネーター設置業務（別紙2）

(2) 業務内容等

①上記「ア 大牟田市地域包括支援センター設置運営業務（別紙1）」及び「イ 大牟田市生活支援コーディネーター設置業務（別紙2）」を実施するものとする。

②包括センターごとの職員配置について、（別紙1）を参照すること。また、（別紙2）の生活支援コーディネーターは、設置運営業務を受託した包括センターに設置する。

③業務委託契約は、（別紙1）及び（別紙2）の業務ごとに締結する。

3. 履行期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

上記期間である6か年間の業務委託契約を締結する。なお、当該期間中において、介護保険法その他関係法令の改正（介護報酬の改定を含む）等に伴い、委託内容や履行期間、委託料に係る予算措置等に変更が生じる場合がある。このような場合は、受託者と事前に協議する。

また、本プロポーザルにより選定され、業務委託契約を締結した事業者（以下「受託者」という。）が介護保険法及び関係法令等に定められた事項を遵守しない場合、大牟田市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、期間満了を待たず契約を解除する可能性があることに留意すること。

4. 設置運営等業務を募集する包括センター

	包括センター	所在地	担当校区
1	中央地区 包括センター	市役所庁舎内 (有明町2丁目3番地)	大牟田中央、大正、中友、白川、平原

	包括センター	所在地	担当校区
2	手鎌地区 包括センター	手鎌地区公民館内 (手鎌 1300 番地 42)	明治、手鎌
3	吉野地区 包括センター	吉野地区公民館内 (白銀 781 番地 3)	上内、吉野、倉永
4	三池地区 包括センター	三池地区公民館内 (三池 629 番地 2)	高取、三池、羽山台、銀水
5	三川地区 包括センター	三川地区公民館内 (上屋敷町 1 丁目 12 番地 3)	みなと、天領
6	駿馬・勝立地区 包括センター	駿馬地区公民館内 (馬込町 1 丁目 20 番地 1)	駿馬、天の原、玉川

5. 包括センターの開所時間等

(1) 開所日時

閉所日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 閉所日

- ① 土曜日、日曜日、祝日、毎月第 1 月曜日（中央地区包括センターを除く）
- ② 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ③ 地区公民館に所在の包括センターにあつては、大牟田市教育委員会において必要があると認めるとき。

(3) 留意事項

- ・上記 (1)、(2) に関わらず、緊急の場合等是对应すること。
- ・公正・中立な立場を確保し対応すること。
- ・上記 (1) の時間帯において、電話・面接等により相談を受けることができるよう、事務所が無人となることがないように配慮すること。
- ・開所時間等は、状況に応じ変更することがあることに留意すること。

6. 設置運営等に要する費用

設置運営等に係る費用は、大牟田市から支払う委託料及び介護報酬（指定介護予防支援）を充てる。

また、受託者は、本委託料の管理について、独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費について、本委託料以外の他の経費と別の口座で管理すること。委託料及び介護報酬は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

(1) 包括センターの設置運營業務に係る委託料

ア. 包括センターにおける包括的支援事業の実施に係る委託料（参考）

※「大牟田市介護保険条例第 8 条の 2 第 1 項第 3 号」及び「大牟田市介護保険の実施に関する規則」に基づく職員配置（令和 7 年 10 月 1 日現在）を基に算出した委託料の額を参考として下表に示す。

(単位：千円)

包括センター	年度当たりの額	6か年間合計
中央地区包括センター	37,072	222,432
手鎌地区包括センター	25,053	150,318
吉野地区包括センター	25,045	150,270
三池地区包括センター	42,834	257,004
三川地区包括センター	25,051	150,306
駛馬・勝立地区包括センター	30,773	184,638

※会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、概算払いの方法により、毎年度当初に支払い、年度末に精算するものとする。

イ. 地域ケア会議の開催実績に応じた委託料

①大牟田市地域包括支援センター地域ケア会議実施要領に規定する委員

出席1回当たり 5,300円

②地域ケア会議開催に係る事務経費 開催1回当たり 7,000円

ウ. 第1号介護予防支援事業の取扱いに応じた委託料（取扱い1件当たりの月額）（単位：円）

項目	1件当たりの月額	
ケアマネジメントA	基本委託料	4,420円
	高齢者虐待防止措置未実施の場合	4,380円
	業務継続計画未策定の場合	4,380円
	高齢者虐待防止措置未実施・業務継続計画未策定の場合	4,340円
	初回加算	3,000円
	委託連携加算	3,000円
ケアマネジメントB	基本委託料	2,420円
	高齢者虐待防止措置未実施の場合	2,400円
	業務継続計画未策定の場合	2,400円
	高齢者虐待防止措置未実施・業務継続計画未策定の場合	2,380円
	初回加算	3,000円
	委託連携加算	3,000円

※履行期間中における介護保険法その他関係法令の改正、介護報酬等の改定等に伴い、額は変更になることがあることに留意すること。

(2) 生活支援コーディネーター設置業務に係る委託料 (単位：千円)

包括センター	年度当たりの額	6 か年間合計
中央地区包括センター	10,908	65,448
手鎌地区包括センター	6,708	40,248
吉野地区包括センター	8,108	48,648
三池地区包括センター	9,508	57,048
三川地区包括センター	6,708	40,248
駛馬・勝立地区包括センター	8,108	48,648

※会計年度 (4月1日から翌年3月31日まで) を基準とし、概算払いの方法により、毎年度当初に支払い、年度末に精算するものとする。

7. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

8. 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 介護保険法第115条の2第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業者 (法人又はその代表者及び役員) が次の事項に該当しないこと。
 - ア 当該プロポーザルに係る業務の委託契約を締結する能力を有しない者。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項 (同項を準用する場合を含む。) 各号のいずれかに該当すると認められる者で、本市における競争入札の参加を制限されている者。
 - エ 本事業の事業者指定の選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げたもの又は不正の利益を得るために連合した者。
 - オ 市税を滞納している者。
 - カ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。) が事業主又は役員に就任している法人等。
 - キ 暴力団員が実質的に運営している法人等。
 - ク 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
 - ケ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
 - コ 暴力団 (法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
 - サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者。

9. 参加表明手続き

プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加表明手続きを行う。

なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

また、「8. 参加資格要件」は事業者自身の責任において確認した上で提出すること。

選定の結果、最優先交渉権者に決定した事業者については、決定後に参加資格要件を証する書類を提出することとし、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

(1) 提出書類 各1部

参加表明書（様式第1号）

（添付資料）

①地域包括支援センター等設置運営実績書（様式第2号）

②参加資格要件を満たす旨の誓約書（様式第3号）

③役員等名簿及び照会承諾書（様式第4号）

④事業概要が分かる資料（書式等自由。パンフレット等可。）

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）午後5時必着

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く

(3) 提出方法

持参（※1）又は郵送（※2）あるいは電子メール（※3）

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

※3 電子メールの場合は、電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

(4) 提出・連絡先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市保健福祉部福祉課総合相談担当

電話番号:0944-41-2672（直通）

電子メール:e-fs-soudan01@city.omuta.fukuoka.jp

(5) 参加表明書の受理

参加表明書を提出した事業者に対し、令和8年4月16日（木）までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知し、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。（電子メールが届いた旨を返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

(6) 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書（様式第5号）を提出すること。

10. 計画書等の提出

参加表明書を受理された事業者（以下「提案者」という。）は、以下により計画書等の資料を提出する。なお、参加表明書と計画書等の提出は同時に行うことができるが、参加表明書が受理されなかった場合は、計画書等についても受理しない。

(1) 提出書類

- ① 大牟田市地域包括支援センター設置運営等計画書（様式第6号）
- ② 配置職員経歴書（様式第7号）及び当該職員が保有する資格証の写し

※注意事項

- ・①については、設置運営を希望する包括センターごとに作成し提出すること。②については、①の計画書に記載した配置（予定）職員について作成すること。
- ・①の書式中「6. 包括センター設置運営等業務実施方針」以降の作成に当たっては、事業者が特定できるような名称等は使用しないこと。
- ・①、②の提出部数は15部（正本1部、副本14部）とし、提出の際は、①、②をA4縦型のフラットファイルに綴じて提出すること。
- ・提出書類は、紙媒体のほか、電子データ（PDF形式）も提出すること。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着

※持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く

(3) 提出方法

①紙媒体

持参（※1）又は郵送（※2）

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

②電子データ（PDF）

電子メール

※ 電子メール送信後、電子メール送信後、電話により本市あて連絡すること。

また、電子メール1通当たりの受信容量は、20MBであるので留意すること。

(4) 提出・連絡先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市保健福祉部福祉課総合相談担当

電話番号:0944-41-2672（直通）

メール:e-fs-soudan01@city.omuta.fukuoka.jp

(5) 大牟田市地域包括支援センター設置運営等計画書（様式6）の内容

業務内容（別紙1）及び（別紙2）を十分に理解し、これを踏まえたうえで、大牟田市地域包括支援センター設置運営等計画書（以下「計画書」という。）を作成すること。

計画書の作成に当たっては、各項目に対し具体的な内容を記載することとし、書式は様式第6号（A4版・縦）を使用して、補足資料（様式第6号末尾以降）を含め20ページ以内とする。印刷する場合は、両面印刷（カラー可）とする。

(6) 留意事項

ア 応募書類の提出期限は厳守すること。なお、提出期間後の申請書類の変更、追加、差し替えは認めない。

イ プロポーザル参加に要する一切の費用は、提案者の負担とし、提出された応募書類は返却しない。

ウ 書類等に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とする。

エ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届けを提出すること。

(7) 提出書類の受理

提出書類の受理については、プレゼンテーションの開催通知とともに、令和8年4月30日(木)までに提案者へ通知する。

また、提出書類の不備など受理できなかった場合、その旨を通知する。

いずれも電子メールにて通知する。(電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。)

11. プレゼンテーションの実施

提案者による計画書の内容の補足及び計画書の内容等の質疑を行うため、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日

令和8年5月18日(月)又は5月19日(火)のうち指定した日時

(2) 場所

大牟田市役所 北別館4階 第2会議室(※集合場所は別途指定する)

(3) 時間配分

プレゼンテーションの時間は、10分以内とする。プレゼンテーション終了後、必要に応じ質疑応答を行う。質疑応答はプレゼンテーションの時間を含めない。

(4) 内容

事前に提出された計画書に沿った内容とすること。

(5) その他

日程、時間、会場その他詳細は、プレゼンテーションの開催通知で案内する。必要な機器や費用等は、全て事業者(応募者)が用意すること。ただし、資料の当日の追加配布は認められない。なお、実施会場、机、椅子、電源、スクリーンは、本市が用意する。

12. 説明会の開催

本プロポーザル実施要領に関する説明会を開催する。

参加を希望する提案者は、下記のとおり参加申し込みを行うこと。

(1) 開催日時

令和8年4月3日(金) 10時00分～(1時間程度)

(2) 場所

大牟田市役所 北別館4階 第2会議室

(3) 参加申込方法

Logo フォーム(下記の URL 又は二次元コード)により申し込むこと。

【説明会申込用 URL】

<https://logoform.jp/f/oZFCV>

【説明会申込用二次元コード】



13. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

(1) 質問及び回答

①参加表明手続きに関する質問

令和8年4月9日(木)17時を質問提出の締切りとし、令和8年4月13日(月)までに回答する。

②計画書等に関する質問

令和8年4月16日(木)17時を質問提出の締切りとし、令和8年4月20日(月)までに回答する。

(2) 提出方法及び提出先

①提出方法

質問書(様式第8号)により、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。(電子メールの場合は、電話によって、必ず到着の確認を行うこと。)

②提出先

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市保健福祉部福祉課総合相談担当

TEL:0944-41-2672(直通)

電子メール:e-fs-soudan01@city.omuta.fukuoka.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、本市のホームページに掲載する。回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。

なお、個別の回答はしないこととし、回答に当たっては質問者を匿名化する。

14. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

(1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合

(2) 本業務に携わる本市の職員、審査委員及び守秘を課せられた者に公平性、公正性を損なう接触を行った場合

(3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合

(4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

15. 審査の方法及び審査内容

審査の方法及び審査内容については、以下のとおりとする。

(1) 本プロポーザルの審査は、審査委員5人により行う。

(2) 審査委員は、提案者により提出された計画書等(プレゼンテーションによる補足等を含む)について、プロポーザル審査基準(別紙3)に基づき提案者ごとに審査する。

(3) 提案者ごと(設置運営等を希望する包括センターごと)に、各審査委員の得点(審査委員ひとり100点)の合計を審査委員の人数で除して算出した点数を、提案者の得点(100点満点)として順位を決める。得点が整数でない場合、小数第1位を四捨五入し整数とする。

- (4) 本プロポーザルの審査における最低基準点を 50 点（満点の 5 割）とし、上記（3）で算出した審査点がこれを下回る者は、交渉権者となることはできない。
- (5) 複数の提案者の合計点が同点の場合、審査内容（別紙 3）のうち、下記項目の順に、審査点が高い者を上位とする。（【1】の得点が高い者を上位とする。なお同点の場合、【2】、【3】の順に得点を比較する。）この場合においても、上記（4）のとおりとする。
- 【1】「1. 包括センター等設置運営実績」の得点
- 【2】「3. 包括センター設置運営等業務実施方針」のうち「①包括センターの運営」から「⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」までの得点の小計
- 【3】「2. 包括センターの職員配置」の得点
- (6) 本プロポーザルにおいては、提案者が 1 者のみの場合も審査を行う。

16. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、提案者の得点及び順位（最優先交渉権者については、設置運営について交渉することとなる包括センターその他必要な事項を含む）を、プロポーザル審査結果通知書により電子メールで通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果について異議を申し立てることはできない。

- (1) 公表先 本市ホームページ（下記 URL）

<https://www.city.omuta.lg.jp/>

- (2) 公表日 令和 8 年 6 月 8 日（月）まで

17. 契約候補者の選定

- (1) 審査結果により、最も順位が高かった提案者（設置運営等を希望する包括センターごと）から順に、最優先交渉権者及び第 2 位交渉権者、第 3 位交渉権者を選定し、最優先交渉権者と設置運営等業務の内容を最優先交渉権者協議要領（別紙 4）に基づき協議する。
- (2) 協議期間は、提案者ごと（設置運営等を希望する包括センターごと）に、休日を除き概ね 2 週間とし、協議が合意に達した場合は、大牟田市地域包括支援センター運営協議会の審議を踏まえ、最優先交渉権者を契約候補者として、契約手続きに移行する。
- (3) 協議が合意に達しなかった場合は、第 2 位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。第 2 位交渉権者との協議が合意に達しなかった場合は、第 3 位交渉権者との協議及び手続きを行う。
- (4) 第 3 位交渉権者との協議が合意に達しなかった場合は、当該設置運営等業務を募集する包括センターについては、本プロポーザルにおいて契約候補者を選定しない。

18. スケジュール

プロポーザルのスケジュールは、下記の表に示すとおりとする。

なお、日程に変更が生じた場合は、速やかに本市ホームページで公表する。

日 程	項 目
令和 8 年 4 月 1 日（水）	公募開始 参加表明手続き・計画書等に関する質問の受付開始
令和 8 年 4 月 3 日（金）	説明会の開催（要申込み）

日 程	項 目
令和8年4月9日(木)	参加表明手続きに関する質問の提出締切り
令和8年4月13日(月)まで	参加表明手続きに関する質問に対する回答
令和8年4月15日(水)	参加表明書の提出締切り
令和8年4月16日(木)まで	参加表明書の受理通知(※受理順に通知)
令和8年4月16日(木)	計画書等に関する質問の提出締切り
令和8年4月20日(月)まで	計画書等に関する質問に対する回答
令和8年4月28日(火)	計画書等の提出締切り
令和8年4月30日(木)まで	計画書等の受理通知(※受理順に通知) プレゼンテーション開催通知
令和8年5月18日(月) ～5月19日(火)	プレゼンテーション実施(指定日時)
令和8年6月8日(月)まで	審査結果の通知及び公表
令和8年6月～令和9年3月	設置運営準備、引き継ぎ、研修等
令和9年3月31日(水)まで	契約締結
令和9年4月1日(木)	包括センターの運営開始

19. その他

- (1) 契約候補者は契約金額の100の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、大牟田市契約規則第23条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 契約候補者は、契約の締結に際して、本市に暴力団排除条例等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。
- (3) 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 計画書の著作権は、事業者に帰属する。
- (5) 本プロポーザル参加及び契約候補者となった後の包括センター設置運営等の準備等に必要費用は、事業者の負担とする。

【問合せ先】大牟田市保健福祉部福祉支援室 福祉課総合相談担当
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
TEL: 0944-41-2672 / FAX: 0944-41-2662
電子メール: e-fs-soudan01@city.omuta.fukuoka.jp
市HPアドレス: <https://www.city.omuta.lg.jp/>